

Title	イギリス工場法運動と人道主義
Sub Title	
Author	宇野, 協子(Uno, Kyoko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1971
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.43, No.4 (1971. 5) ,p.136(656)- 137(657)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究発表要旨 彙報
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19710500-0136">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19710500-0136</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ミトラス教神殿遺跡の研究

小川英雄氏

第五六回、昭和四四年一月一二日(木)

史学共通研究室

ハトシェプストのプリント遠征に関する一考察

角谷純子氏

キリスト教世界の崩壊

近山金次氏

第五七回、昭和四五年二月一〇日(木)

史学共通研究室

エリザベス朝における政治と経済の考察

今村三南子氏

歴史の構想の問題

神山四郎氏

## 研究発表要旨

### イギリス工場法運動と人道主義

宇野 協子

イギリス工場法の成立過程において、キリスト教的人道主義の性格と限界を再考察する事がこの発表の目的である。

十八世紀末以来の宗教復興運動、福音主義運動と、産業革命のもたらした数多くの社会問題は、あらゆる階級の人々に道徳の自覚とキリスト教的人道主義の警鐘を鳴らし、諸々の慈善事業や奴隷解放運動を誘発した。中でも工場急速な発達の犠牲者として粗悪な設備の中で長時間労働を強いられた児童に対して、道徳的頹廢と身体的欠陥の悪弊から救う事は、良心的な個人の義務と考えられた。一八三〇年毛織物工業中心地のヨークシャーでリチャード・オースラーを指導者をして起こり、北部の全繊維工業地帯に波及した十時間法運動の最初の動機は人道主義の心情であった。工場法運動は、産業革命以後経済的地盤を漸く自力で確保し、

自由放任の原則により一層繊維製品の産出と貿易の増加を意図していた産業家、及び、選挙法改正以後の新風漲ぎる議会を基盤とするウィッグ政府の思惑と対立した。

第一に十時間法運動の推進者——オースラー、サドラー、アシユリー卿、ブル牧師、ステイブンス牧師——は皆、福音主義者であった。「工場法問題は実に：魂の問題である。ポンド、シリング、ペンスに対する魂の問題である」というオースラーの言葉にその態度は集約されるように、キリスト教的原理を混淆とした産業社会に樹立するのが一つの目的だった。労働者も暴力やストライキに訴える事なく、飽く迄温情的に工場主に接するよう進言された。この点、近代的な権利獲得としての労働運動の様相は呈さなかった。

第二に、人道主義の概念は家父長的理想主義に基づいていた。地主や教区牧師が地方の生活の中心で福祉問題に責任を負うべきと考えられた時代は遠い昔の事ではなかった。慈善行為は相互的義務、社会の道徳的紐帯であるという観念が根をおろしていた。従って父権的意識は社会改革の立法運動と必ずしも結合せず、寧ろ新興産業家が社会的実権を掌握しようとするのに対して、旧来の地盤を擁護しようとする反動的性格を備えていた。人道主義の支柱は理論に乏しく、道徳心、宗教心、過去への郷愁だった。その政策は前進的というより、狭量な手段——刑罰の強化、時間制限の強調——の踏襲の域を越えなかった。

第三にフィールデン、ブラザートン等工場主の中にも十時間制

を断行し、生産の減少を招くどころか却って増産の傾向がある事を証明したのは、人道主義に動じつつ躊躇する産業家に、児童労働規制の同意を促進した。フィールデンはアシユレーに代って、最終的に議会で十時間法を成立させる任務がまかされるのだが、これは、社会が父権的基盤より産業的基盤に移行した事を反映する。人道主義の古い形態からの脱却の一現象が工場主の容認である。

この背景の下で一八三一年以後、サドラーとアシユレーは、再び三十時間法案を提出するが、児童と成人の労働内容が緊密な組織工場では成人労働者の自由を制限してしまう為、工場主から猛反撃に会った。人道的見地から何らかの立法の必要性を認めざるをえない政府は一八三三年自らの法案を提出し成立させた。この工場法によると、十時間制の代わりに十四才以下の八時間制、教育の機会の賦与、工場監督制度の設立が具現した。

十時間法運動の欠陥を補償したのは、ベンサム主義者だった。人道主義には自由放任の原則に反論し納得させる理論性は欠如していた。ベンサム主義者は、社会改革を人道主義と全く異なった功利主義の原則——最大多数の為の最大幸福の原理から実行した。自由主義と必ずしもない対立しないコレクティブイズムの原理があった。

人道主義は、世論を覚醒させ工場法運動の真の源泉としてその意義を再認識してよい。しかし現実の立法の段階でその限界を越え、人道主義的な世論の要請を現実にしたのは、ベンサム主義であった。(本塾大学院文学研究科修士課程在学)

## 発表要旨

ハトシエプストの「プント遠征」に

関する一考察

角谷純子

ハトシエプスト女王は、紀元前一五世紀のエジプトに在位した女王である。当時のエジプトは積極的に海外への領土拡大を行ったので、それまでと異った時代であるとされている。

例えば、ハトシエプストの父であるトトメス一世は第四瀑布まで行くという南方政策に平行して、ユーフラテス河を越え、ミタンニ領のナハリンまで進出した。彼女の継子であるトトメス三世は、エジプト帝国の確立者として、パレスチナ、西アジア、ヌビアへと遠征をくりかえしている。この中で、ハトシエプストには軍事遠征の記録がほとんど皆無であると判断されてきた為に、彼女は非常に異色な、時代的傾向に逆行した君主であるとされている。しかし、彼女の治世に行われた、いわゆる「プント遠征」を検討してみると、彼女が領土拡大を全く意図しなかったとは言いがたいように思われる。このプント遠征は神殿儀式に不可欠な香料を得ることを目的に行われたものであり、従来間接的に得ていたものを直接に得ようとする国家的大事業であった。この遠征については戦闘の記録がないことから、単に貿易の確立を目的と